

## 離婚事件の着手金・報酬金基準

交渉事件としてご依頼いただく場合	
着手金	15万円+消費税 ただし、 ①親権が争いとなる場合は、上記に加え10万円+消費税 ②面会交流が争いとなる場合は、上記に加え5万円+消費税 ③婚姻費用・養育費が争いとなる場合は、上記に加え5万円+消費税
報酬金	①離婚協議成立による基本報酬金 20万円+消費税
	②婚姻費用・養育費に関する報酬金 相手方希望額と実際の解決額の将来2年分の総額を経済的利益とし、当該経済的利益の10%+消費税 ただし、報酬金の最低額は10万円+消費税
	③その他の金銭的請求に関する報酬金 ・経済的利益の額が300万円以下の場合：16% ・300万円を超え3000万円以下の場合：10%+18万円 ・300万円を超え3億円以下の場合：6%+138万円
	④親権・面会交流に関する報酬金 10万円+消費税
成立した離婚協議を公正証書にする場合は、上記着手金・報酬金に加え、別途手数料5万円+消費税をいただきます。	

調停事件としてご依頼いただく場合	
着手金	20万円+消費税 ただし、 ①親権が争いとなる場合は、上記に加え10万円+消費税 ②面会交流が争いとなる場合は、上記に加え5万円+消費税 ③婚姻費用・養育費が争いとなる場合は、上記に加え5万円+消費税  交渉事件からご依頼いただき、調停事件へ移行する場合は、追加着手金として10万円+消費税をいただきます
報酬金	①離婚成立による基本報酬金 25万円+消費税
	②婚姻費用・養育費に関する報酬金 相手方希望額と実際の解決額の将来2年分の総額を経済的利益とし、当該経済的利益の10%+消費税 ただし、報酬金の最低額は10万円+消費税
	③その他の金銭的請求に関する報酬金 交渉事件としてご依頼いただく場合と同じです
	④親権・面会交流に関する報酬金 10万円+消費税

訴訟事件としてご依頼いただく場合	
着手金	30万円+消費税 ただし、 ①親権が争いとなる場合は、上記に加え10万円+消費税 ②面会交流が争いとなる場合は、上記に加え5万円+消費税 ③婚姻費用・養育費が争いとなる場合は、上記に加え5万円+消費税  調停事件からご依頼いただき、訴訟事件へ移行する場合は、追加着手金として10万円+消費税をいただきます
報酬金	①離婚成立による基本報酬金 30万円+消費税
	②婚姻費用・養育費に関する報酬金 相手方希望額と実際の解決額の将来2年分の総額を経済的利益とし、当該経済的利益の10%+消費税 ただし、報酬金の最低額は10万円+消費税
	③その他の金銭的請求に関する報酬金 交渉事件としてご依頼いただく場合と同じです
	④親権・面会交流に関する報酬金 10万円+消費税